

令和元年9月2日

利用者各位

### 常盤座使用料改正のお知らせ

ふくおかまちづくり協議会長 鈴村 希夫

平素は芝居小屋常盤座をご利用いただき誠にありがとうございます。

平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布され、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

このことにより、中津川市では10月1日以降の各施設利用に係る使用料について、新税率で算定された金額に改正されることとなりましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、改正後の料金は下表のとおりです。

#### 記

#### 【改定料金】

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後6時まで
常盤座	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円
常盤座楽屋	1,050円	1,050円	1,050円	2,100円